

審査基準表  
(介護保険に係るデータ分析・市町村支援業務委託)

審査項目		審査内容	5段階評価		得点
業務内容	事業の趣旨等への理解	事業の趣旨や目的を十分に理解した提案となっているか。	／5	×2	10
	(1) 介護保険データ等を活用した地域分析や課題抽出及び課題解決策の提案	データ等の収集・分析の方法は十分な内容か。	／5	×3	15
		他自治体との比較ができるような分析方法となっているか。	／5	×2	10
		現地調査の実施内容は十分な内容か。	／5	×2	10
	(2) 介護保険事業や高齢者施策等の課題等の検討のための研修及び意見交換会の開催	地域包括ケア「見える化」システム等を活用し地域の実情等进行分析する手法や、介護予防やデジタル化の先進事例等を学ぶことのできる研修となっているか。	／5	×2	10
		市町村が相互に地域課題について検討を行うことができるような内容となっているか。	／5	×2	10
	(3) モデル自治体への伴走支援及び他の市町村への相談支援	サービス・活動や一般介護予防事業等の新規事業を検討している市町村に対しての支援方法は十分な内容か。	／5	×2	10
市町村への相談支援の方法は十分な内容か。		／5	×1	5	
独創性	提案内容に独創性があるか。	／5	×1	5	
業務実施体制・業務受託実績	提案内容を確実に履行可能な組織体制を構築し、計画的な業務スケジュールとなっているか。 本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。	／5	×2	10	
見積積算の妥当性	提案価格に優位性はあるか。 5点×(全提案者のうち最低提案額/本提案者の提案額) ※「全提案者のうち最低提案額/本提案者の提案額」は小数点以下切り捨て	／5	×1	5	
合計				100	

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。  
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である420点（満点600点×7割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である420点（満点600点×7割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準（5段階）】

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案